

(二) 勞働組合本來の日常闘争に於ては最も果敢に遂行しなければならない

イ、賃金値上に對し徹底的な抗争を續けなければならぬ、最

底賃金一圓六十錢の確立を要求し本年度の最も重大なる闘
争題目としての賃金問題は争議等の場合に充分考慮しな

くてはならぬ

ロ、解雇手當の制度あるも二三の大手筋の炭坑にか過ぎぬ然かも都會の労働者に比較ならぬ底額である大部^分は豫告手當と歸郷旅費を支給するに過ぎぬ事更に内規を設け違反者に對しては一錢も支給しない炭坑が多い、我が組合は解雇反対増額賃金のストーガンを先頭に掲げて闘はねばならぬ。生活費輕減についても又舍宅料電燈料値下げ、電球無料引替購買會生活必需品値下げ等にも機會ある毎に闘はねばなら